

日豪EPAの交渉開始に関する決議

我が国と豪州は、経済関係のみならず、米国などと並ぶ我が国の友邦として深い関係がある。

日豪EPAについては、この関係を強化し、さらに広く、かつ深化したものとすることを目標とし、なかならず、資源の安定供給がこのEPAによって確保されることが大きな課題である。

一方、日豪間の貿易関係の多くを占める農林水産品については、日豪間で大きな生産格差が存在することから、日豪間のEPAによって、国内の農林水産業を中心に大きな悪影響が及び、我が国農林水産業・農山漁村の有する多面的機能が損なわれるおそれがあるとともに、現在進めている我が国農林水産業の構造改革の取組に支障が生じるとの強い懸念がある。

日豪EPAが、真に日豪両国の友好関係の増進に貢献するためには、このような懸念を払拭し、真に両国の経済関係の深化につながるものとする必要がある不可欠である。

よって、政府は、日豪EPAの交渉入りをする場合には、次の事項の実現を図ることを強く求めるものである。

一、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう、政

府一体となつて全力を挙げて交渉すること。

二、現在進行中のWTO交渉や、米国、カナダ等との間の農林水産物貿易に与える影響について十分留意すること。

三、交渉に当たっては、交渉期限を定めず、粘り強く交渉すること。万一、我が国の重要品目の柔軟な取扱いについて十分な配慮が得られないときは、政府は交渉の継続について中断も含め厳しい判断をもつて臨むこと。

四、交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速し、国際競争力の強化につながるよう全力を挙げるとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。

右決議する。